

平成 21 年 4 月 6 日

原子力規制室

平成 20 年度における核物質防護規定遵守状況検査結果について

文部科学省の所管する原子炉及び核燃料物質使用施設等を設置した事業所に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき平成20年度の核物質防護規定遵守状況検査を下記のとおり実施しました。

記

1. 検査の概要

検査は、核物質防護規定の遵守状況について、事業所への立入り、下部規定や記録及び防護設備等必要な物件の検査、核物質防護管理者、見張り人等関係者に対する質問により確認しました。

特に、重点検査項目として防護設備及び装置の性能試験の確認を実施しました。

2. 検査の実施期間及び対象

平成20年度の検査の実施状況は、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月までに延べ 90 日間、当省所管の試験研究炉 7、事業所及び核燃料物質使用施設 22 事業所について検査を実施しました。

3. 防護設備及び装置の性能試験について

「特定核燃料物質防護のため必要な措置」の一つとして、監視装置を設置する場合には、『人の侵入を確実に検知し速やかに表示する機能を有するものであること』を試験炉規則及び使用規則において要求している。

「確実に検知」することを確認するため、事業者自らが、性能試験計画を策定(Plan)し、侵入条件の設定や検知器が正常に作動していることの判断基準を適切に設定した上で、当該装置の性能試験を実施(Do)、評価(Check)し、改善(Act)を実施していることを重点検査項目とした。